

## 実証試験における手数料項目について

### 1. 手数料体制への移行について

手数料体制においては、環境技術開発者は、実証試験にかかる経費のうち、「測定・分析等」「試験に伴う消耗品」「出張旅費（実証機関）」の3項目に関する手数料を負担することとされている。

実証試験に係る経費のうち、「装置搬入・設置」「装置運転・維持管理」「出張旅費（申請者）」「装置撤去・搬出」は、これまでと同様申請者の負担となる。また、ワーキンググループの運営や、実証試験計画策定や報告書作成などは、これまでどおり国が負担する。

図 1 事業工程ごとの各作業の分担（費用負担）

事業工程	詳細項目	現在の負担者	手数料体制における負担者
対象技術分野の選定	ニーズ等基礎調査	国	国
	検討会等運営	国	国
実証試験要領の策定	実証試験技術開発	国	国
	検討会等運営	国	国
実証機関公募・選定	公募・選定の作業	国	国
	WG 運営	国	国
	申請書等作成	実証機関	実証機関
対象技術公募・選定	公募・選定の作業	国	国
	実証委員会運営	国	国
	申請書等作成	申請者	申請者
実証試験計画の策定	計画案作成作業	国	国
	実証委員会運営	国	国
試験実施	装置搬入・設置	申請者	申請者
	装置運転・維持管理	申請者	申請者
	測定・分析等	国	申請者
	試験に伴う消耗品	国	申請者
	出張旅費（実証機関）	国	申請者
	出張旅費（申請者）	申請者	申請者
	装置撤去・搬出	申請者	申請者
報告書作成	執筆・編集作業	国	国
	実証委員会運営	国	国
ウェブ登録・公表	（全て）	国	国

（資料）第3回環境技術実証モデル事業検討会（平成17年1月21日）資料3を元に作成

## 2. 各技術分野における手数料について

### (1) 「小規模事業場向け有機性排水処理技術分野」における手数料

＜申請者が負担すべき費用＞

実証対象機器の運搬、設置、撤去が必要な場合は、その費用

実証対象機器の運転・維持管理に要する費用

追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等

実証試験実施にかかる実費（人件費、補助職員賃金、機器損料、消耗品、出張旅費）

一般管理費（実証機関が求める場合）

→手数料想定額（募集要項より）

生物学的処理 160-280 万円程度

物理化学的処理 120-160 万円程度

ハイブリッド 250-360 万円程度

※技術実証委員会、実証試験計画策定、実証試験結果報告書作成費用は環境省負担。

#### ■ 実証実績

19年度 2社2技術を実証中

18年度 2社2技術を実証

### (2) 「山岳トイレし尿処理技術分野」における手数料

＜申請者が負担すべき費用＞

負担する費用項目は、上記排水処理分野と同様。

→手数料想定額（募集要項より）

1技術あたり 150-250 万円程度

申請者と調整し、試験計画の内容を確定し積算した上で決定。

#### ■ 実証実績

19年度 4社4技術を実証中

18年度 3社3技術を実証。

### 3. VOC 処理技術分野における手数料該当項目

本分野において想定される手数料該当項目は以下のとおりである。測定・分析等に関する項目のうち、機器損料については実証機関の機器保有状況により変化する。また、人件費についても実証技術の特性に応じて設定される実証項目の内容によって変化する（臭気指数などの場合、外部委託されるケースも想定され、委託先の料金設定によっても変化する）。

環境技術開発者が負担しなければならない費用としては、以下に想定される手数料項目のほか、実証対象技術の運転に要する燃料・電気代、消耗品費（薬剤、触媒など）などが想定される。

<想定される手数料該当項目>

測定・分析等			
項目	内訳		
人件費 (現地作業)	全体 排ガス処理性能実証項目 環境負荷実証項目 運転及び維持管理実証項目 監視項目	現地作業計画策定のための調査 試料採取 分析・測定 試料採取 分析・測定 分析・測定 その他評価 試料採取 分析・測定	回収溶剤の性状・成分 VOC濃度・処理率・回収率 臭気指数 2次生成物 排水 CO NOx 廃棄物 騒音 消費電力 燃料消費量 水消費量 その他反応剤消費量 VOCの成分 空気の温度・湿度 ダクトガス温度 ダクトの流量
人件費 (分析作業)	全体 排ガス処理性能実証項目 環境負荷実証項目 監視項目	現地作業計画策定のための調査 分析・測定 分析・測定 分析・測定	回収溶剤の性状・成分 2次生成物 排水 VOCの成分
機器損料 (現地作業)	排ガス処理性能実証項目 監視項目	測定機器 流量調査	炭化水素計 水素発生器 高温用 熱式風速計
消耗品 (現地作業)	排ガス処理性能実証項目	標準ガス 採取器具	プロパン ベンゼン・トルエン・キシレン混合 酢酸エチル等3成分混合 二酸化炭素 導管等 サンプリングバッグ類 クランプメータ関係 その他
試験に伴う(上記以外の)消耗品			
項目	内訳		
消耗品	消耗品	測定記録用紙など	
出張旅費			
項目	内訳		
旅費	現地作業、実証機関の試験場所までの旅費	旅費 車使用料等 日当 宿泊費	運賃 車使用料 燃料代 高速道路料金

(資料) 実証機関ヒアリング等より作成

#### 4. 手数料の徴収プロセス

実証機関は、対象技術の公募を実施するにあたり、手数料の予定額を算定し、実証運営機関に登録するとともに、公募の際、これを明示することになる。算定すべき主な手数料項目（内容）は先述のとおりであるが、必要に応じ実証運営機関と協議の上、決定する。手数料予定額は、いくつかの前提条件や留保条件等に応じて場合分けし、幅を持たせてもよいが、可能な限り具体的なものにすることが望まれる。

実証機関は、実証試験計画の策定後、実証試験を開始する前に、実証運営機関と調整の上、実証試験に係る手数料額及び納付期日を確定し環境技術開発者に通知する。手数料額の確定にあたっては必要に応じ実証運営機関及び環境技術開発者と協議の上、確定する。なお、納付期日は、原則実証試験開始前とする。環境技術開発者は、当該通知を受け、期日までに、実証運営機関に手数料を納付する。

<事業の流れと手数料徴収の流れ>

